

議案第6号

つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例

つくばみらい市介護保険条例（平成18年つくばみらい市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第7号ア中「190万円未満」を「200万円未満」に改め、同項第8号ア中「290万円未満」を「300万円未満」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

第18条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

（施行期日）

1. この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第4条の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

平成30年2月28日提出

つくばみらい市長 片 庭 正 雄 印

提案理由

介護保険法に基づき、平成30年度から平成32年度までの第1号被保険者保険料を定めるため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市介護保険条例(平成18年つくばみらい市条例第72号)新旧対照表

改正案	現行
(保険料率)	(保険料率)
第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	第4条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)
(7) 次のいずれかに該当する者 83,030円 ア 合計所得金額が <u>200万円未満</u> である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの	(7) 次のいずれかに該当する者 83,030円 ア 合計所得金額が <u>190万円未満</u> である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ (略)	イ (略)
(8) 次のいずれかに該当する者 95,800円 ア 合計所得金額が <u>300万円未満</u> である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの	(8) 次のいずれかに該当する者 95,800円 ア 合計所得金額が <u>290万円未満</u> である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ (略)	イ (略)
(9)～(13) (略)	(9)～(13) (略)
2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>平成30年度から平成32年度までの各年度</u> における保険料率は、同号の規定にかかわらず、28,740円とする。	2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>平成27年度から平成29年度までの各年度</u> における保険料率は、同号の規定にかかわらず、28,740円とする。
第18条 市は、被保険者、 <u>被保険者</u> の配偶者若しくは <u>被保険者</u> の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。	第18条 市は、被保険者、 <u>第1号被保険者</u> の配偶者若しくは <u>第1号被保険者</u> の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。